

「高松市子どもの貧困対策推進計画」に基づく取組事業進捗状況調査結果の概要

資料 2 - 1

1 調査目的

計画の継続的なPDCAサイクルを通じて、事業の実効性を上げるため、毎年、推進状況調査を実施し、その状況に関して、高松市子ども・子育て支援会議委員等から意見をいただき、計画を推進している。

2 評価方法

(1) 取組事業（153事業 再掲含む。）

施策体系ごとに、各担当課において、以下のとおり事業の評価を実施した。

5点…設定した目標が達成されている等、十分成果が上がっている
4点…成果が上がっているが、更なる取組による成果向上の余地がある
3点…一定の成果が上がっているが課題もあり、更なる改善が必要である
2点…成果が十分に上がっておらず、更なる改善が必要である
1点…抜本的な見直しが必要である

(2) 数値目標設定事業（11事業）

A…達成率100%以上
B…達成率80%以上100%未満
C…達成率50%以上80%未満
D…達成率1%以上49%未満
E…達成率0%又は事業廃止などの評価不能

3 調査結果

(1) 取組事業 資料2-2のとおり

令和4年度の全事業の平均点は4.5点で昨年度と同じであった。前年度より評価が大きく下回った事業は特になかった。

【前年度より評価が大きく上回った主な取組事業とその要因】

No.49「放課後児童クラブ事業」では、令和4年度に民間5教室、公立1教室を開室したことにより、待機児童が161人から82人に減少し、評価が令和3年度に比べ3点上がった。

No.85「多胎妊娠産婦支援事業」は、事業開始から1年以上が経過し、事業が市民に浸透してきたことにより、利用件数が令和3年度 86件から令和4年度は117件に増加し、評価が令和3年度に比べ2点上がった。

(2) 数値目標設定事業 資料2-3のとおり

達成度AとBで、全体の50%以上を占めている。令和3年度と比較すると、達成度AとBの占める割合は同じだった。

達成度がEになっている事業はなく、達成度がDの事業は、No.11「自立相談支援事業」の1件で、相談者がプラン作成による中長期的な支援を望まず情報提供等で終わったケースが多かったため達成度がDとなった。

4 推進状況調査結果の分析と今後の方向性

施策の方向性の「教育の支援」に属する事業の評価が令和3年度より下がった。令和7年度から、次期高松市子ども・子育て支援推進計画と統合し、一体的に事業を推進していくこととなっている。子どもを取り巻く複雑かつ多様な環境に対応しながら事業を進めていく必要がある。

「高松市子どもの貧困対策推進計画」に基づく取組事業推進状況一覧表

施策の基本方向	事業数	評価点別事業数						R4平均評価点	R3平均評価点
		5点	4点	3点	2点	1点	評価不能		
教育の支援	36	23	7	2	1	0	3	4.5	4.6
生活の支援	51	29	12	4	5	0	1	4.3	4.1
就労・経済的な支援	37	27	3	3	0	0	4	4.7	4.7
制度利用・相談の支援	29	16	10	2	0	0	1	4.5	4.5
合計	153	95	32	11	6	0	9	4.5	4.5

※評価点

- 5点 設定した目標が達成されている等、十分成果が上がっている
- 4点 成果が上がっているが、更なる取組による成果向上の余地がある
- 3点 一定の成果が上がっているが課題もあり、更なる改善が必要である
- 2点 成果が十分に上がっておらず、更なる改善が必要である
- 1点 抜本的な見直しが必要である

高松市子どもの貧困対策推進計画（計画期間：平成30年度～令和6年度）推進状況調査表

資料2-2-②

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度			令和5年度	担当課 (令和4年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響			実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針
1	1	1	1	少人数学級推進事業	小学校高学年を対象とし、より安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編制を行い、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力を育む。	市単独	【廃止】 県において同内容の事業が開始されたため、令和3年度をもって本事業を完了した。				学校教育課	
2	1	1	1	市費講師配置事業	小・中学校のうち、合併協議に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため市費講師を配置する。	市単独	市費講師12名雇用 小学校 6校 7名 中学校 5校 5名	5		合併協議に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため市費講師することで、それぞれの学校が抱える課題解決の一助となった。	令和4年度と同様に小中で12名を雇用し、小規模校、生徒指導困難校の課題解決に向けて戦略的な配置を行っている。	学校教育課
3	1	1	1	個別補充学習「マイ・スタディ」	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、過行事予定に位置付けるなど、定期的実施する。	市単独	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、過行事予定に位置付けるなど、定期的実施する。	5		全市立小・中学校で各校の実態に応じて実施を行った。	児童生徒一人一人の理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、過行事予定に位置付けるなど、定期的実施する。	学校教育課
4	1	1	1	ハートアドバイザー配置事業	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	県補助	「ハートアドバイザー」「特別支援教育サポーター」「特別支援教育支援員」を統合して「学校生活支援員」を配置する。 小学校生活支援員150名雇用 小学校45校 中学校20校	5		令和4年度より、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター、ハートアドバイザーを統合し、学校生活支援員として配置したが、各学校の実情に応じて効果的に活用することができた。年々、教育的な支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、各校からは増員の要望が大きい。	5名増員し、155名を配置。 ・小学校45校(109名) ・中学校21校(41名)	学校教育課
5	1	1	1	特別支援教育サポーター配置事業	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等の児童生徒の学習を支援する。 発達障がいの児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	市単独	「ハートアドバイザー」「特別支援教育サポーター」「特別支援教育支援員」を統合して「学校生活支援員」を配置する。 小学校生活支援員150名雇用 小学校45校 中学校20校	5		令和4年度より、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター、ハートアドバイザーを統合し、学校生活支援員として配置したが、各学校の実情に応じて効果的に活用することができた。年々、教育的な支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、各校からは増員の要望が大きい。	5名増員し、155名を配置。 ・小学校45校(109名) ・中学校21校(41名)	学校教育課
6	1	1	1	特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	市単独	「ハートアドバイザー」「特別支援教育サポーター」「特別支援教育支援員」を統合して「学校生活支援員」を配置する。 小学校生活支援員150名雇用 小学校45校 中学校20校	5		令和4年度より、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター、ハートアドバイザーを統合し、学校生活支援員として配置したが、各学校の実情に応じて効果的に活用することができた。年々、教育的な支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、各校からは増員の要望が大きい。	5名増員し、155名を配置。 ・小学校45校(109名) ・中学校21校(41名)	学校教育課
7	1	1	1	英語教育推進事業	各学校への外国語指導助手(ALT)の派遣、小学校への英語指導補助員の配置、1日英語生活体験教室の実施により、中学校英語教育及び小学校英語教育(外国語活動)の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図る。	市単独	外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育推進を図るため、外国語指導助手(ALT)を市立中学校に配置し、市内全小・中学校へ派遣している。また、小学校1年生からの英語教育開始に当たり、全小学校へ英語指導補助員を派遣している。本市教育振興基本計画のとおり、ALT・英語指導補助員の派遣回数増加に努めて外国語教育を充実させる。 外国語指導助手・・・19人、英語指導補助員・・・49校配置	5	○	高松市立学校へ安定し定期的なALT・英語指導補助員を派遣できた。学校からの配置の要望が強く、さらなる充実が期待されている。	外国語学習への興味づけ、コミュニケーション能力の育成及び国際理解教育推進を図るため、外国語指導助手(ALT)を市立中学校に配置し、市内全小・中学校へ派遣している。また、小学校1年生からの英語教育開始に当たり、全小学校へ英語指導補助員を派遣している。本市教育振興基本計画のとおり、ALT・英語指導補助員の派遣回数増加に努めて外国語教育を充実させる。 外国語指導助手・・・19人、英語指導補助員・・・49校配置	学校教育課
8	1	1	1	帰国児童等指導援助事業	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	市単独	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度	4	○	帰国児童生徒・外国人児童生徒が在籍する小・中学校に、それぞれの外国語が堪能な者を定期的に派遣し、日本語指導や相談活動を行った。	小・中学校に外国から転・編入学した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度	学校教育課
9	1	1	1	副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	5	○	令和4年度児童用副読本総支給額：6,163,684円。 道徳(1・2年生用)3,531冊、889,812円 (3・4年生用)3,763冊、948,276円 (5・6年生用)3,008冊、959,616円 社会(3・4年生用)3,782冊、3,365,980円	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課
10	1	1	1	学校教育推進事業 (総合的な学習の時間活性化推進事業)(R元年度から名称変更)	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校1分校 中学校 22校1分校 研究指定校等 (一宮小、古高松中、仏生山小、塩江中)	5		全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校2分校 中学校 22校2分校 研究指定校等 (十河小、高松第一中)	学校教育課
11	1	1	2	スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国補助	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:15人)	4		高度に専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題行動等の未然防止、早期発見、早期支援・対応等の充実に努めることができた。	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW:18人)	学校教育課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度				令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	評価	
12	1	1	2	いじめ等対策事業(スクールカウンセラー配置)	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上(特別支援学級は除く)の小中学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	5	○	多様な課題を抱える児童に対し、教育相談等の専門家と情報共有を迅速に行い、チームで対応している。「学校が楽しい」と答える児童が増えた学校も現れる。課題としては、児童が抱える課題が多様化、複雑化する中で保護者への支援が必要となる場合もあり、スクールカウンセラーへの相談希望が増加している。配置時間を超過する要望がある場合に、県へ派遣を依頼し、対応していく。	12学級以上(特別支援学級は除く)の小中学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	学校教育課	
13	1	1	2	教育相談・就学指導対策	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	市単独	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学教育相談を行う。教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	4	○	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学相談を実施し、希望するすべての保護者344名と相談を行った。教育相談窓口では延べ335件の保護者からの相談を受け、保護者と学校をつないだり、課題解決に向けてアドバイスできた。	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学教育相談を行う。教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	総合教育センター	
14	1	1	3	放課後子ども教室事業	地域の方々との協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国補助	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で、地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	3	○	未実施校区における新規開設の働き掛けはできなかったが、新型コロナウイルス感染症への対策を実施しながら1年間を通して事業を実施したことにより、登録児童数、参加児童数は増加した。R4年度登録児童数1,995人(R3年度登録児童数1,981人)R4年度参加児童数22,997人(R3年度参加児童数9,235人)	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	子育て支援課	
15	1	1	3	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業	同一の小中学校内で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	—	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を進める。	2	○	新型コロナウイルス感染症への対策が引き続き必要だった状況下において、未実施校区における新たな一体型の推進の働き掛けはできなかった。	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるように組織の設立や環境の整備を進める。	子育て支援課	
16	1	1	3	学校教育推進事業(総合的な学習の時間活性化推進事業)(R元年度から名称変更)【再掲】	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校1分校 中学校 22校1分校 研究指定校等(一宮小、古高松中、仏生山小、塩江中)	5		全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校2分校 中学校 22校2分校 研究指定校等(十河小、高松第一中)	学校教育課	
17	1	1	3	まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	4	○	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)260講座 新型コロナウイルス感染症の影響により講座数は減少した。今後は、様々な内容に対応できるよう、開催方法などを柔軟に対応するなど、実施しやすい環境づくりに努める。	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	生涯学習センター	
18	1	1	4	高松市生徒みらい議会(中学・一高生対象)の開催	市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心をもち、将来の有権者としてよりよいまちづくりに関わっていく心を育む。 一方、学校においては、地域の職業調べのほか、ものづくりなどの体験活動、職場体験学習などを行うことにより、児童生徒一人ひとりがしっかりと社会参加し、職業観を形成し、社会の一員、また、有権者としての役割を果たすことができるよう、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育てている。	市単独	令和3年度 廃止						学校教育課
19	1	2	1	認定こども園の推進	保護者の就労状況にかかわらず、就学前の子どもが地域の同じ施設に通うことができるよう、質の高い教育・保育を総合的に提供できる「認定こども園」を増やす。	市単独 国補助	平成28年3月に策定した、「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画」に基づき、田井・大町地区の施設整備を引き続き実施する。	5	○	田井・大町地区において、幼保連携型認定こども園(令和7年度開園予定)への移行に向けた施設整備を進めている。	平成28年3月に策定した、「高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画」に基づき、田井・大町地区の施設整備を引き続き実施する。	こども保育教育課	
20	1	2	1	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。また、18歳未満の子どもの3人以上を養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	市単独	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。また、18歳未満の子どもの3人以上を養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	5		2・3号認定子ども(0から2歳児クラス)8,295人 227,573千円	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を半額又は無料にする。また、18歳未満の子どもの3人以上を養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする(10月から1子が認可外保育施設を利用する場合も対象とする)。	こども保育教育課	
21	1	2	1	保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦(夫)控除の適用があるもののみ取り除き、利用者負担額を軽減する。	市単独	R3年度税制改正により対象者なし	5		0件 R3.9からは税制改正により対象者なし	R3年度税制改正により対象者なし	こども保育教育課	

通し番号	実施体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度				令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	実績と成果	
22	1	2	1	私立幼稚園奨励助費補助	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	市単独	R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。				R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。		こども保育教育課
23	1	2	1	低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	市単独	年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	5			延べ人数 777人 延べ減免額 10,048千円	年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	こども保育教育課
24	1	2	2	「強めよう絆」推進事業	指導主事や学校相談員(退職教員)を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行う。	市単独	派遣退職職員 10校10名	5			派遣した小・中学校で成果を上げることができた。	派遣退職職員 10校10名	学校教育課
25	1	2	2	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	国補助 市単独	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,726人 210,925千円 ・中学校 1,720人 222,928千円	5	○	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,623人 171,645千円 ・中学校 1,745人 171,234千円	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,930人 220,382千円 ・中学校 1,787人 229,303千円	学校教育課	
26	1	2	2	特別支援教育サポーター配置事業【再掲】	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障がい等の児童生徒の学習を支援する。 発達障がい等の児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	市単独	「ハートアドバイザー」「特別支援教育サポーター」「特別支援教育支援員」を統合して「学校生活支援員」を配置する。 学校生活支援員150名雇用 小学校45校 中学校20校	5			令和4年度より、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター、ハートアドバイザーを統合し、学校生活支援員として配置したが、各学校の実情に応じて効果的に活用することができた。年々、教育的な支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、各校からは増員の要望が大きい。	5名増員し、155名を配置。 ・小学校45校(109名) ・中学校21校(41名)	学校教育課
27	1	2	2	特別支援教育支援員配置事業【再掲】	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	市単独	「ハートアドバイザー」「特別支援教育サポーター」「特別支援教育支援員」を統合して「学校生活支援員」を配置する。 学校生活支援員150名雇用 小学校45校 中学校20校	5			令和4年度より、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター、ハートアドバイザーを統合し、学校生活支援員として配置したが、各学校の実情に応じて効果的に活用することができた。年々、教育的な支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、各校からは増員の要望が大きい。	5名増員し、155名を配置。 ・小学校45校(109名) ・中学校21校(41名)	学校教育課
28	1	2	2	副読本支給事業【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	5	○	令和4年度児童用副読本総支給額：6,163,684円。 道徳(1・2年生用)3,531冊、889,812円 (3・4年生用)3,763冊、948,276円 (5・6年生用)3,808冊、959,616円 社会(3・4年生用)3,782冊、3,365,980円	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課	
29	1	2	2	帰国児童等指導援助事業【再掲】	小・中学校に編入した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	市単独	小・中学校に外国から転入した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度	4	○	帰国児童生徒・外国人児童生徒が在籍する小・中学校に、それぞれの外国語が堪能な者を定期的に派遣し、日本語指導や相談活動を行った。 帰国児童等指導援助：月2回程度	小・中学校に外国から転入した児童・生徒に、語学面で学校生活に適用できるよう、日本語指導者を小・中学校に派遣する。 帰国児童等指導援助：月2回程度	学校教育課	
30	1	2	2	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に關して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国補助	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW：15人)	4		高度に専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題行動等の未然防止、早期発見、早期支援、対応等の充実を図ることができた。	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW：18人)	学校教育課	
31	1	2	2	いじめ対策事業(スクールカウンセラー配置)【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に關して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。 事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	5	○	多様な課題を抱える児童に対し、教育相談等の専門家と情報共有を迅速に行い、チームで対応している。「学校が楽しい」と答える児童が増えた学校も見える。課題としては、児童が抱える課題が多様な場合も、複雑化する中で保護者への支援が必要となる場合もあり、スクールカウンセラーへの相談希望が増加している。配置時間を超える場合もある場合に、県へ派遣を依頼し、対応していく。	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。 事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	学校教育課	
32	1	2	2	不登校対策事業	不登校児童生徒の自立を目指し、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を通して、社会的自立と登校支援に取り組む。	市単独	教育支援センターでの体験活動を充実させ、不登校児童生徒を受け入れ、支援する。	4	○	教育支援センター「新塩屋町虹の部屋」60名、「みなみ」46名を受け入れた。中学3年生の通室生については、進学率92%であった。	教育支援センターでの体験活動を充実させ、不登校児童生徒を受け入れ、支援する。	総合教育センター	
33	1	2	3	高等学校等入学準備金貸付事業	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	市単独	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	5	○	・入学準備金貸付 2,700千円 国公立 7人×100千円 私立 8人×200千円	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	学校教育課	

通し番号	実施体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度			令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
34	1	2	3	奨学金支給事業	成績優秀かつ向上心あふ盛な生徒であって、家庭の経済的理へのため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	市単独	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円	5	○	奨学金支給者が252名となり、計画時より多くの学生へ奨学金を支給し、修学を支援することができた。 ・奨学金支給 23,112千円 奨学生252人 月額9,000円	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円	学校教育課
35	1	2	3	大学等教育資金融資制度利用者 利子補給事業	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	市単独	・教育資金の利子補給 60千円 3人	5	○	・教育資金の利子補給 60千円 2人	・教育資金の利子補給 80千円 4人	学校教育課
36	1	2	4	学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。	国補助	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。また、保護者も含め生活習慣・育成環境の改善に関する支援を実施する。 5か所目開設の準備に着手する。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	3	○	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策をしながらの実践であったが、生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促すことができた。 5か所目開設については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、準備が遅れている。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。また、保護者も含め生活習慣・育成環境の改善に関する支援を実施する。 5か所目開設を目指して準備する。 ○実施状況 4か所 四番丁教室、香川町教室、古高松・屋島教室、木太・玉藻教室	生活福祉課
37	2	1	1	生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	国補助	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	3	○	生活保護申請件数は、前年度より増加したが、就労支援者は前年度より減少した。 また、すぐに就労ができない状態の方に対しては、就労準備支援事業で生活のリズムを整えるなど、就労意欲向上の喚起を行った。	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課
38	2	1	1	自立相談支援事業	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	3	○	生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては、支援プランを作成せずに情報提供だけを行うケース、他制度や他機関につなぐケースもあり、近年は支援プラン作成に至らないことも多い。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
39	2	1	1	女性相談事業	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごととの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国補助	女性相談員による生活や家庭など、女性が抱える問題や悩みごとに関する相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	5	○	配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事情に即した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 相談延べ件数：3,657件 実人員：543人 うち、DV被害相談延べ件数：913件 実人員：340人	女性相談員による生活や家庭など、女性が抱える問題や悩みごとに関する相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	子ども女性相談課
40	2	1	1	母子生活支援施設管理運営事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	国補助	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子(DV被害にあった者等)と、その監護すべき児童が、福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行う。	5	○	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子(DV被害にあった女子等)とその者の監護すべき児童が福祉に欠けると認められた場合において、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行った。 なお、平成20年度から、市の直営から指定管理制度に移行し、管理運営を社会福祉法人に委託している。 令和5年3月1日現在の入所状況 3世帯7人 (実入所世帯・入所者数)	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子(DV被害にあった者等)と、その監護すべき児童が、福祉に欠けると認められたとき、母子保護を実施し、自立促進のための生活支援を行う。	子ども女性相談課
41	2	1	1	母子・父子自立支援員等による支援	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言等を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5	○	ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言等を行う。必要場合には他機関とも連携し、支援を行った。 相談件数 805件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言等を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	子ども家庭課
42	2	1	1	各種自立支援給付金の支給	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5	○	各種自立支援給付金を支給することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。 ・自立支援教育訓練給付金 10件 3,187,042円 ・高等職業訓練促進給付金 27件 31,471,000円 ・修了支援給付金 9件 425,000円 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金 0件	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	子ども家庭課

通し番号	施設体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度			令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点~3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
43	2	1	1	母子・父子自立支援プログラム 策定員による支援	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	国補助	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	5		児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携による継続的な就労支援を実施し、児童扶養手当受給者の就労や自立の促進に寄与した。	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	子ども家庭課
44	2	1	1	就業支援講習会等の実施	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国補助	香川県母子寡婦福祉連合会から、会員の高齢化を理由に、事業の継続が困難との申し出があり、香川県と共に令和4年度から事業を休止することになった。			実施無し	実施無し	子ども家庭課
45	2	1	1	児童扶養手当	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	国補助	児童扶養手当の支給 受給児童数63,038人 1,680,916千円	5		児童扶養手当の支給 受給児童数63,356人 1,688,571千円	児童扶養手当の支給 受給児童数63,595人 1,693,524千円	子ども家庭課
46	2	1	1	保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点をを行う。	市単独	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	5		生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	子ども保育教育課
47	2	1	2	障害児放課後支援事業の利用料の免除	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	国補助	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	5	○	香川県立香川中部支援学校及び香川県立高松支援学校に通学している児童を対象に、それぞれ委託契約したNPO法人において事業実施することで健全な育成に貢献した。	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	障がい福祉課
48	2	1	2	病児保育事業	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	国・県補助	病児保育施設：6か所(委託) ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小児内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しふや小児科 ・わかき外科・内科クリニック 新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意して実施する。	5	○	病児保育施設：6か所(委託) ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小児内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しふやこどもクリニック ・わかき外科・内科クリニック 年間延べ利用人数：5,085人	病児保育施設：6か所(委託) ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小児内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しふやこどもクリニック ・わかき外科・内科クリニック 新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意して実施する。	子育て支援課
49	2	1	2	放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	国補助	民間2教室、公立2教室を開室することにより、待機児童を解消する。	5		公立1教室、民間5教室を開室することにより、待機児童が92人となり、目標は達成できた。	民間2教室、公立2教室を開室することにより、待機児童を解消する。	子育て支援課
50	2	1	2	子育て短期支援事業	保護者が疾病、仕事などで、家庭における養育等が一時的に困難となる場合若しくは、育児不安等により、身体的・精神的負担の軽減を必要とする場合、児童福祉施設等において、当該児童を一時的に養育・保護を行う。	国・県補助	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う。里親委託も含めた受け入れ先の拡充について、引き続き検討を行う。	4	○	保護者が病氣、仕事、育児疲れなどで、一時的に養育が困難となった場合に、児童養護施設等で児童を養育・保護することにより、児童やその家庭の福祉の向上を図った。里親委託については課題等があり、実施には至っていない。 実人数 17人 延日数 204人日	保護者の疾病、育児疲れ等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う。里親委託も含めた受け入れ先の拡充について、引き続き検討を行う。	子ども女性相談課
51	2	1	2	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親が安心して子育てをするため、一時的に家事援助等のサービスが必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣する。	国補助	利用時間8:00~20:00 利用料(1時間あたり) 非課税世帯の方 無料 課税世帯の方(児童扶養手当受給水準) 150円 課税世帯の方(それ以外の世帯) 300円	5		家庭生活支援員を派遣し、家事等のサービスを提供することにより、ひとり親家庭の負担軽減につながった。 利用時間数 172時間	利用時間8:00~20:00 利用料(1時間あたり) 非課税世帯の方 無料 課税世帯の方(児童扶養手当受給水準) 150円 課税世帯の方(それ以外の世帯) 300円	子ども家庭課
52	2	1	2	病児保育事業(体調不良児対応型)	(私立)保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う。	国・県補助 市単独	私立 1か所 4,492千円 診断連絡票補助50千円	5	○	私立 1か所 4,492千円 診断連絡票補助50千円	私立 2か所 8,985千円 診断連絡票補助150千円	子ども保育教育課
53	2	1	2	認可外保育施設保育料助成	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	市単独	対象児童延べ人数 1,822人 助成額 24,891千円	5	○	対象児童延べ人数 2,520人 助成額 26,463千円	対象児童延べ人数 2,508人 助成額 33,864千円	子ども保育教育課
54	2	1	2	延長保育事業	保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えて子どもを預かる。	国・県補助 市単独	【公立】 公立保育所、こども園23か所で実施予定 【私立】 77か所 補助52,882千円 市単17,528千円	5	○	【公立】 公立保育所、こども園23か所で実施 【私立】 77か所 補助32,354千円 市単15,147千円	【公立】 公立保育所、こども園23か所で実施予定 【私立】 77か所 補助44,325千円 市単18,582千円	子ども保育教育課
55	2	1	2	一時預かり事業	保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の場合や、保護者が病氣や急用の場合等一時的に子どもを預かる。	国・県補助 市単独	【公立】 公立保育所2か所、こども園10か所で実施予定 【私立】 52か所(うち補助46か所、自主6か所) 事業費 補助137,018千円 市単1,500千円	5	○	【公立】 公立保育所2か所、こども園10か所で実施 【私立】 53か所(うち補助44か所、自主6か所) 事業費 補助109,839千円 市単2,300千円	【公立】 公立保育所2か所、こども園10か所で実施予定 【私立】 53か所(うち補助46か所、自主7か所) 事業費 補助124,790千円 市単1,500千円	子ども保育教育課
56	2	1	2	保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所【再掲】	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	市単独	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	5		生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	子ども保育教育課

通し番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度			令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
57	2	1	2	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。【NPO法人に事業委託】	国・県補助	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネットワーク 登録会員数：2,800人 ※三木町、綾川町(瀬戸・高松広域連携中核都市圏の形成に係る連携協約による取組事業)からの負担金収入 ※さぬき市との事業連携	4	○	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネットワーク 登録会員数：2,490人 登録会員数は計画値に達しなかったものの、相互援助活動の連絡調整・支援などを行い、子育て家庭への支援、相互援助の意識醸成につながった。 なお、新発コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍前に比べ、利用者数が著しく減少したものの、ニーズの高い事業である。	委託事業としてNPO法人に委託して実施。 委託団体：NPO法人 たかまつ男女共同参画ネットワーク 登録会員数：2,800人 ※三木町、綾川町(瀬戸・高松広域連携中核都市圏の形成に係る連携協約による取組事業)からの負担金収入 ※さぬき市との事業連携	子育て支援課
58	2	1	3	相談事業(女性こころの相談)	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	市単独	面接・電話/1回50分の予約制 開催日10:00～17:00	4	○	令和4年度の相談実績は444件であった。引き続き、相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めている。	面接・電話/1回50分の予約制 開催日10:00～17:00	男女共同参画 ・協働推進課
59	2	1	3	助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と、安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	5	○	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数 17件	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と、安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	こども女性相談課
60	2	1	3	ひとり親家庭等医療費助成	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末(3月31日)までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	県補助	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末(3月31日)までの、子と養育している者の保険診療に係る高額療養費までの自己負担分を助成する。	5		ひとり親家庭等医療費の助成 受給対象者数9,921人(月平均) 助成額418,364千円	ひとり親家庭等医療費の助成 受給対象者数9,501人(月平均) 助成額407,754千円	こども家庭課
61	2	1	3	母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯及び市民税が非課税世帯並びに所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。(支給68人)	5		母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯及び市民税が非課税世帯並びに所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。支給80件	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯及び市民税が非課税世帯並びに所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。(支給80人)	健康づくり推進課
62	2	1	3	産後ケア事業	出産後の産婦とその乳児を対象に、市内助産所において母乳管理や保健指導を行う。(令和4年度より、利用対象期間を産後満4か月以内から1年以内に拡充)	国補助	産後1年までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行った。 宿泊型66件、通所型39件 助産所への委託料 4,290千円 需用費 8千円 役務費 17千円	4	○	産後1年までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行った。 宿泊型53件、通所型146件 助産所への委託料 4,055千円 需用費 9千円 役務費 16千円	産後1年までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。 宿泊型170件、通所型138件 助産所への委託料 3,725千円 需用費 9千円 役務費 20千円	健康づくり推進課
63	2	1	3	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	国・県補助	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,028人	4	○	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行った。 新生児訪問指導 2,762人	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,200人	健康づくり推進課
64	2	2	1	要保護児童対策支援事業	支援が必要な家庭に対し、関係機関等と情報共有、役割分担をして、児童の置かれている状況が改善するように支援する。	国・県補助	関係機関等と連携し、児童虐待を始めとする要保護児童の、早期発見と適切な対応に努め、その家族を支援するとともに、児童虐待防止啓発活動を行う。	5	○	社会問題となっている児童虐待の増加を防ぎ、減少させるために必要な事業であり、予防のための各種啓発活動、具体的事例の解決のためのケース会議、関係機関を対象とした講演の実施などの、積極的に進めてきた。また通告のあった児童の進行管理を確実に行うことができた。 高松市児童対策協議会 代表者会議 1回 実務者会議 15回(情報交換会を含む) 個別ケース検討会 157回	関係機関等と連携し、児童虐待を始めとする要保護児童の、早期発見と適切な対応に努め、その家族を支援するとともに、児童虐待防止啓発活動を行う。	こども女性相談課
65	2	2	2	子ども食堂等支援事業	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供する子ども食堂の開設・運営を支援し、子どもの面談の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	市単独	・子ども食堂開設運営事業補助金交付事業：6,492千円 開設補助：100,000円×3か所 運営補助：14,000円×12月×15か所 学習支援加算：10,200円×12月×15か所 ・フードパントリー事業：1,250千円 ・たかまつ子ども食堂ネットワーク事業：1,250千円 なお、令和4年度については、国の交付金を活用予定。 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意して実施する。	5	○	申請があった14団体にに対し補助をした。 子ども食堂実施か所数は、令和3年度実績と比較して7か所増加し、29か所になった。 また、国の交付金を活用し、子ども食堂の活動の質の向上と拡充を図るためにたかまつ子ども食堂ネットワーク事業を、子どもが社会的孤立等に陥らないよう子ども等と支援を結びつけるつながりの場を提供するためのフードパントリー事業を委託実施した。 新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意して実施した。	子ども食堂開設運営事業補助金交付事業 7,996千円 開設補助：100,000円×3か所 運営補助：28,000円×12月×7か所 学習支援加算：14,000円×12月×10か所 学習支援加算：10,200円×12月×4か所 相談支援加算：20,400円×12月×4か所 ・フードパントリー事業：1,250千円 ・たかまつ子ども食堂ネットワーク事業：1,250千円 引き続き国の交付金を活用予定。	子育て支援課
66	2	2	2	母子栄養食品支給事業(再掲)	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯及び市民税が非課税世帯並びに所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。(支給68人)	5		母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯及び市民税が非課税世帯並びに所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。支給80件	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯及び市民税が非課税世帯並びに所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。(支給80人)	健康づくり推進課

通し 番号	施設体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度				令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
67	2	2	3	高齢者居場所づくり事業	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	国・県補助	各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	2	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として重症化リスクの高い高齢者との多世代交流が困難な状況であった。今後は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえ、必要に応じて基本的な感染対策を講じるよう周知し、安全に活動を行うことで、多世代交流の促進につなげる。	各居場所活動の中で、小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	長寿福祉課	
68	2	2	3	放課後子ども教室事業【再掲】	地域の方々の協力を得ながら、放課後に子どもたちの安心安全な活動の場を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国補助	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で、地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	3	○	未実施校区における新規開設の働き掛けはできなかったが、新型コロナウイルス感染症への対策を実施しながら1年間を通して事業を実施したことにより、登録児童数・参加児童数は増加した。 R4年度登録児童数1,995人(R3年度登録児童数1,881人) R4年度参加児童数22,997人(R3年度参加児童数9,235人)	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	子育て支援課	
69	2	2	3	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	—	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を進める。	2	○	新型コロナウイルス感染症への対策が引き続き必要だった状況下において、未実施校区における新たな一体型の推進の働き掛けはできなかった。	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるように組織の設立や環境の整備を進める。	子育て支援課	
70	2	2	3	放課後児童クラブ事業【再掲】	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	国補助	民間2教室、公立2教室を開室することにより、待機児童を解消する。	5		公立1教室、民間5教室を開室することにより、待機児童が82人となり、目標は達成できた。	民間2教室、公立2教室を開室することにより、待機児童を解消する。	子育て支援課	
71	2	2	3	子ども食堂等支援事業【再掲】	無料又は安価で温かく栄養バランスのとれた食事を提供する子ども食堂の開設・運営を支援し、子どもの孤食の防止や、安らげる居場所の確保を行うとともに、地域住民とのつながりの強化や学習・生活習慣支援の場の提供を図る。	市単独	・子ども食堂開設運営事業補助金交付事業：6,492千円 開設補助：100,000円×3か所 運営補助：14,000円×12月×15か所 学習支援加算：10,200円×12月×15か所 相談支援加算：10,200円×12月×15か所 ・フードパントリー事業：1,250千円 ・たかまつ子ども食堂ネットワーク事業：1,250千円 なお、令和4年度については、国の交付金を活用予定。 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意して実施する。	5	○	申請があった14団体に対し補助をした。 子ども食堂実施か所数は、令和3年度実績と比較して7か所増加し、29か所になった。 また、国の交付金を活用し、子ども食堂の活動の質の向上と拡充を図るためにたかまつ子ども食堂ネットワーク事業を、子どもが社会的孤立等に陥らないよう子ども等と支援を結びつけるつながりの場を提供するためフードパントリー事業を委託実施した。 新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意して実施した。	子ども食堂開設運営事業補助金交付事業 7,996千円 開設補助：100,000円×3か所 運営補助：28,000円×12月×7か所 14,000円×12月×10か所 学習支援加算：20,400円×12月×4か所 10,200円×12月×7か所 相談支援加算：20,400円×12月×4か所 10,200円×12月×7か所 ・フードパントリー事業：1,250千円 ・たかまつ子ども食堂ネットワーク事業：1,250千円 引き続き国の交付金を活用予定。	子育て支援課	
72	2	2	3	まなびの場づくり事業【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	4	○	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)260講座 新型コロナウイルス感染症の影響により講座数は減少した。今後は、様々な内容に対応できるよう、開催方法などを柔軟に対応するなど、実施しやすい環境づくりに努める。	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	生涯学習センター	
73	2	2	4	高齢者居場所づくり事業【再掲】	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	国・県補助	各居場所活動の中で、地域の小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	2	○	新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として重症化リスクの高い高齢者との多世代交流が困難な状況であった。今後は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえ、必要に応じて基本的な感染対策を講じるよう周知し、安全に活動を行うことで、多世代交流の促進につなげる。	各居場所活動の中で、小学生以下の子ども(5人以上)との交流(1回あたり2時間以上の活動のうち1時間以上)を行った場合、年間30回を上限として1回あたり500円を運営助成金に加算して交付する。	長寿福祉課	
74	2	2	4	放課後子ども教室事業【再掲】	地域の方々の協力を得ながら、放課後に子どもたちの安心安全な活動の場を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	国補助	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で、地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	3	○	未実施校区における新規開設の働き掛けはできなかったが、新型コロナウイルス感染症への対策を実施しながら1年間を通して事業を実施したことにより、登録児童数・参加児童数は増加した。 R4年度登録児童数1,995人(R3年度登録児童数1,881人) R4年度参加児童数22,997人(R3年度参加児童数9,235人)	地域と協議を行い、未実施校区において新たに放課後子ども教室事業を開始する。	子育て支援課	
75	2	2	4	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	—	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた上で、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるようにすることで、児童の安全・安心な居場所の確保を進める。	2	○	新型コロナウイルス感染症への対策が引き続き必要だった状況下において、未実施校区における新たな一体型の推進の働き掛けはできなかった。	放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できるように組織の設立や環境の整備を進める。	子育て支援課	

通し番号	施設体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度				令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
76	2	2	4	子ども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、子ども未来館学習(市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中根都市園の小・中学校)やチャレンジ教室、体験プログラム(アート、科学体験等)、プラネタリウム投影を実施する。	市単独	新型コロナウイルス感染症防止対策を行い、子ども未来館学習、チャレンジ教室、体験教室を実施する。プラネタリウムは定員を削減するなど対策を図りつつ実施している。	4	○	・子ども未来館学習(63校)4,768人 ・チャレンジ教室122人 ・科学・アート体験教室2,569人 ・プラネタリウム投影17,317人 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体験教室等は定員を設けた上で実施した。未来館学習では、目標の1.2倍を超える人が学習体験を行った。	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、子ども未来館学習、チャレンジ教室、体験教室を実施する。プラネタリウム投影は定員を通常に戻して実施する。		子ども未来館
77	2	2	4	子ども未来館わくわく体験事業	子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、11月に子ども未来館まつりを開催する。	市単独	公募プログラムをはじめ、子ども未来館まつり、遊び体験プログラムを実施する。	4	○	・公募プログラム 1,590人 ・子ども未来館まつり 492人 ・遊び体験プログラム等 2,057人 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を設けた上で実施したが、目標値を超える人が参加した。	公募プログラムをはじめ、子ども未来館まつり、遊び体験プログラムを実施する。		子ども未来館
78	2	2	4	学校教育推進事業 (総合的な学習の時間活性化推進事業)(R元年度から名称変更)【再掲】	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	市単独	小学校 47校1分校 中学校 22校1分校 研究指定校等 (一宮小、古高松中、仏生山小、塩江中)	5		全市立小・中学校で実施できた。	小学校 47校2分校 中学校 22校2分校 研究指定校等 (十河小、高松第一中)		学校教育課
79	2	2	4	まなびの場づくり事業【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	市単独	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座	4	○	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。講座数は減少した。今後は、様々な内容に対応できるよう、開催方法などを柔軟に対応するなど、実施しやすい環境づくりに努める。	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。(講座数)300講座		生涯学習センター
80	2	3	1	助産事業【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と、安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	5	○	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数 17件	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と、安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。		子ども女性相談課
81	2	3	1	母子栄養食品支給事業【再掲】	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	市単独	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯及び市民税が非課税世帯並びに所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。(支給68人)	5		母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯及び市民税が非課税世帯並びに所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給した。支給80件	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯及び市民税が非課税世帯並びに所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。(支給80人)		健康づくり推進課
82	2	3	1	産後ケア事業【再掲】	出産後の産婦とその乳児を対象に、市内助産所において母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。(令和4年度より、利用対象期間を産後満4か月以内から1年以内に拡充)	国補助	産後1年までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。 宿泊型66件、通所型39件 助産所への委託料 4,290千円 需用費 8千円 役務費 17千円	4	○	産後1年までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行った。 宿泊型53件、通所型146件 助産所への委託料 4,055千円 需用費 9千円 役務費 16千円	産後1年までの産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行った。 宿泊型170件、通所型138件 助産所への委託料 3,725千円 需用費 9千円 役務費 20千円		健康づくり推進課
83	2	3	1	乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。	国・県補助	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,028人	4	○	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行った。 新生児訪問指導 2,762人	生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や母子の養育環境等の把握や助言、育児指導を行う。 新生児訪問指導 3,200人		健康づくり推進課
84	2	3	1	子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	国・県補助	母子保健コーディネーター配置:9名 ①妊婦届出の面接を保健師等の専門職が行う。 (100%) ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	4	○	母子保健コーディネーター配置:9名 ①妊婦届出の面接を保健師等の専門職が行った。 (100%) ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行った。 (要支援妊婦703人、うち支援につながった割合78.2%) ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行った。 (母子相談件数22,065件、コーディネート件数8,707件) ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行った。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	母子保健コーディネーター配置:9名 ①妊婦届出の面接を保健師等の専門職が行う。 ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)		健康づくり推進課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度				令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)		
85	2	3	1	多胎妊産婦支援事業	多胎妊産婦の負担感や孤立感の軽減を図るため、多胎妊産婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを無料で派遣し、外出時の補助や日常的育児・家事に関する介助を行う。	国補助	多胎妊産婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や日常的育児・家事に関する介助を行い、多胎妊産婦の負担感や孤立感の軽減を図る。 利用件数 86件	5	○	多胎妊産婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や日常的育児・家事に関する介助を行い、多胎妊産婦の負担感や孤立感の軽減を図る。 利用件数 117件	多胎妊産婦や多胎家庭のもとへ育児サポーターを派遣し、外出時の補助や日常的育児・家事に関する介助を行い、多胎妊産婦の負担感や孤立感の軽減を図る。 利用件数 130件	健康づくり推進課	
86	2	3	2	母子福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5		母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、その扶養している児童の福祉を増進するための各種資金の貸付けを行った。 ・母子家庭 23件 17,739千円 ・父子家庭 2件 858千円 ・寡婦家庭 1件 390千円	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	こども家庭課	
87	2	3	2	市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯枠の設置	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯及び子育て世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の促進を図る。	市単独	市営住宅入居者の募集について、母子・父子世帯向けの住宅の枠を設け、募集の際に、関係各課にも積極的に周知を行う。 ○1戸募集 また、DV被害を受けている方に対しても、市営住宅入居に対する配慮を行う。	2		市営住宅募集において、母子・父子世帯向けの枠を設けることができなかった。 DV被害を受けている方に対しては、市営住宅入居の際に連帯保証人を免除できるように配慮した。	市営住宅入居者の募集について、母子・父子世帯向けの住宅の枠を設け、募集の際に、関係各課にも積極的に周知を行う。 ○1戸募集 また、DV被害を受けている方に対しても、市営住宅入居に対する配慮を行う。	市営住宅課	
88	3	1	1	相談事業(女性のための就労相談)	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	市単独	面接/電話/1回50分の予約制 毎週月・水・金の10:00～17:00	4	○	令和4年度の相談実績は269件であった。引き続き、相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めている。	面接/電話/1回50分の予約制 毎週月・水・金の10:00～17:00	男女共同参画 ・協働推進課	
89	3	1	1	自立相談支援事業【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	3	○	生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては、支援プランを作成せずに情報提供だけを行うケース、他制度や他機関につなぐケースもあり、近年は支援プラン作成に至らないことも多い。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課	
90	3	1	1	各種自立支援給付金の支給【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5		各種自立支援給付金を支給することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。 ・自立支援教育訓練給付金 10件 3,187,042円 ・高等職業訓練促進給付金 27件 31,471,000円 ・修了支援給付金 9件 425,000円 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金 0件	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	こども家庭課	
91	3	1	1	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援【再掲】	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	国補助	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携による継続的な就労支援を実施し、児童扶養手当受給者の就労や自立の促進に寄与した。 プログラム策定件数 32件	5		児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携による継続的な就労支援を実施し、児童扶養手当受給者の就労や自立の促進に寄与した。 プログラム策定件数 32件	母子・父子自立支援プログラム策定員2名が、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムの策定を行い、ハローワークとの連携の下、継続的な就労支援を実施する。	こども家庭課	
92	3	1	1	就業支援講習会等の実施【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国補助	香川県母子寡婦福祉連合会から、会員の高齢化を理由に、事業の継続が困難との申し出があり、香川県と共に令和4年度から事業を休止することになった。			実施無し	実施無し	こども家庭課	
93	3	1	1	子育て支援中小企業等表彰制度	次世代育成支援対策推進法により一般事業主行動計画を策定した市内の中小企業等(計画策定が努力義務とされている従業員100人以下の中小企業等が対象)のうち、仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組んでいる中小企業等を表彰し、もって、市内の中小企業等における次世代育成支援の取組を促進することを目的とするもの。	市単独	子育て支援中小企業等表彰事業については、平成30年度をもって廃止した。					産業振興課	
94	3	1	1	合同就職面接(説明)会の開催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接(説明)会を香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催するもの。	他団体との共催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接(説明)会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催する。	4	○	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携してオンライン形式により開催した。 開催日:令和4年8月20日～21日 参加求職者:111人(会場参加)	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接(説明)会を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などと連携して開催する。	産業振興課	
95	3	1	2	各種自立支援給付金の支給【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5		各種自立支援給付金を支給することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。 ・自立支援教育訓練給付金 10件 3,187,042円 ・高等職業訓練促進給付金 27件 31,471,000円 ・修了支援給付金 9件 425,000円 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金 0件	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	こども家庭課	

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度			令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
96	3	1	2	就業支援講習会等の実施【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	国補助	香川県母子寡婦福祉連合会から、会員の高齢化を理由に、事業の継続が困難との申し出があり、香川県と共に令和4年度から事業を休止することになった。			実施無し	実施無し	子ども家庭課
97	3	2	1	母子・父子自立支援員等による支援【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言等を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言等には他機関とも連携し、支援を行った。 相談件数 805件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言等を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	子ども家庭課
98	3	2	1	各種自立支援給付金の支給【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。平成30年度から、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金、合格時給付金の支給事業を開始する。	国補助	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	5		各種自立支援給付金を支給することにより、ひとり親家庭の母又は父の主体的な能力開発や就労を支援し、経済的自立に寄与した。 ・自立支援教育訓練給付金 10件 3,187,042円 ・高等職業訓練促進給付金 27件 31,471,000円 ・修了支援給付金 9件 425,000円 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金 0件	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講するひとり親及びひとり親家庭の児童を対象に、受講修了時給付金等を支給する。	子ども家庭課
99	3	2	1	母子福祉資金等の貸付【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(技能習得資金、就職支度資金)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付を行う。	5		母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、その扶養している児童の福祉を増進するための各種資金の貸付けを行った。 ・母子家庭 23件 17,739千円 ・父子家庭 2件 858千円 ・寡婦家庭 1件 390千円	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	子ども家庭課
100	3	3	1	障害児放課後支援事業の利用料の免除【再掲】	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監視を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	国補助	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監視を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	5	○	香川県立香川中部支援学校及び香川県立高松支援学校に通学している児童を対象に、それぞれ委託契約したNPO法人において事業実施することで健全な育成に貢献した。 免除対象者数 4人	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監視を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	障がい福祉課
101	3	3	1	生活保護による支援【再掲】	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	国補助	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	3	○	生活保護申請件数は、前年度より増加したが、就労支援者は前年度より減少した。 また、すぐに就労ができない状態の方に対しては、就労準備支援事業で生活リズムを整えるなど、就労意欲向上の喚起を行った。	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課
102	3	3	1	たすけ合い金庫	低所得者の更生、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付ける。	市単独	たすけ合い金庫資金貸付事業：8,500千円 生活困窮者のための緊急的一時的な援助、救済を目的とした貸付をする。 高松市社会福祉協議会に対し、その原資を貸し付ける。 想定貸付件数 150件	4		たすけ合い金庫資金貸付事業：8,500千円 生活困窮者のための緊急的一時的な援助、救済を目的とした貸付をする。 高松市社会福祉協議会に対し、その原資を貸し付ける。 貸付件数 83件	生活困窮者のための緊急的一時的な援助、救済を目的とした貸付をする。 高松市社会福祉協議会に対し、その原資を貸し付ける。 想定貸付件数 150件	健康福祉総務課
103	3	3	1	放課後児童クラブ利用料の減免	放課後児童クラブを利用する児童が属する世帯が、生活保護受給世帯、又は非課税世帯の場合に、放課後児童クラブ利用料を減免する。	—	生活保護受給世帯又は非課税世帯からの減免申請に対し利用料を減免する。	5		申請者の内、該当する世帯に関しては、利用料の減免を行った。	生活保護受給世帯又は非課税世帯からの減免申請に対し利用料を減免する。	子育て支援課
104	3	3	1	病児保育事業【再掲】	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	国・県補助	病児保育施設：6か所(委託) ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小林内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しぶや小児科 ・わき外科・内科クリニック 新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意して実施する。	5	○	病児保育施設：6か所(委託) ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小林内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しぶや小児科 ・わき外科・内科クリニック 年間延べ利用人数：5,085人	病児保育施設：6か所(委託) ・トビウメ小児科 ・西岡医院 ・小林内科小児科医院 ・へいわこどもクリニック ・しぶや小児科 ・わき外科・内科クリニック 新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意して実施する。	子育て支援課
105	3	3	1	助産事業【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	国補助	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と、安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	5	○	保健上必要があるにもかかわらず、生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助することができた。 年間利用件数 17件	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と、安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行う。	子ども女性相談課
106	3	3	1	児童手当	児童を養育している家庭における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	国補助	児童手当 受給児童数 573,504人 6,237,660千円	5		児童手当 受給児童数 572,394人 6,212,870千円	児童手当 受給児童数 550,926人 6,033,730千円	子ども家庭課
107	3	3	1	子ども医療費助成	子育て家庭の経済的負担軽減のため、0歳から15歳年度末までの子の医療費の自己負担分を助成する。	県補助	子育て家庭の経済的負担軽減のため、0歳から15歳年度末までの子の保険診療に係る高額療養費までの医療費の自己負担分を助成する。	5		子ども医療費の助成 受給対象者数54,642人(月平均) 医療費助成額1,736,840千円	R5年8月診療分から15歳到達後最初の4月1日から18歳年度末までの入院・通院の保険診療に係る自己負担分を助成します。子ども医療費の助成 受給対象者数7,700人(月平均) 医療費助成額1,965,376千円	子ども家庭課
108	3	3	1	児童扶養手当【再掲】	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	国補助	児童扶養手当の支給 受給児童数63,038人 1,680,916千円	5		児童扶養手当の支給 受給児童数63,356人 1,688,571千円	児童扶養手当の支給 受給児童数63,595人 1,693,524千円	子ども家庭課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度				令和5年度		担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	実績と成果	
109	3	3	1	ひとり親家庭等医療費助成【再掲】	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末(3月31日)までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	県補助	経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末(3月31日)までの、子と養育している者の保険診療に係る高額療養費までの自己負担分を助成する。	5			ひとり親家庭等医療費の助成 受給対象者数9,921人(月平均) 助成額418,364千円	ひとり親家庭等医療費の助成 受給対象者9,501人(月平均) 助成額407,754千円	こども家庭課
110	3	3	1	母子福祉資金等の貸付【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5			母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、その扶養している児童の福祉を増進するための各種資金の貸付けを行った。 ・母子家庭 23件 17,739千円 ・父子家庭 2件 858千円 ・寡婦家庭 1件 390千円	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	こども家庭課
111	3	3	1	認可外保育施設保育料助成【再掲】	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	市単独	対象児童延べ人数 1,822人 助成額 24,891千円	5	○		対象児童延べ人数 2,520人 助成額 26,463千円	対象児童延べ人数 2,508人 助成額 33,884千円	こども保育教育課
112	3	3	1	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減【再掲】	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上で養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	市単独	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上で養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	5			2・3号認定子ども(0から2歳児クラス) 8,295人 227,573千円	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所(園)している場合、第2子以降の利用者負担額を半額又は無料にする。また、18歳未満の子どもを3人以上で養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする(10月から第1子が認可外保育施設を利用する場合も対象とする)。	こども保育教育課
113	3	3	1	保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用【再掲】	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦(夫)控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	市単独	R3年度税制改正により対象者なし	5			0件 R3.9からは税制改正により対象者なし	R3年度税制改正により対象者なし	こども保育教育課
114	3	3	1	私立幼稚園就園奨励費補助【再掲】	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	市単独	R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。				R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。	R1年10月施行の幼児教育・保育の無償化により対象者なし。	こども保育教育課
115	3	3	1	低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減【再掲】	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	市単独	年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	5			延べ人数 777人 延べ減免額 10,048千円	年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	こども保育教育課
116	3	3	1	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業【再掲】	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	国補助 市単独	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,726人 210,925千円 ・中学校 1,720人 222,928千円	5	○		学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,623人 171,645千円 ・中学校 1,745人 171,234千円	学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、校外活動費、通学費 学校給食費、医療費、集団宿泊学習費、PTA会費 クラブ活動費(中学生のみ)、生徒会費(中学生のみ) 対象者 ・小学校 2,930人 220,382千円 ・中学校 1,787人 229,303千円	学校教育課
117	3	3	1	副読本支給事業【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	市単独	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	5	○		令和4年度児童用副読本総支給額:6,163,684円。 道徳(1・2年生用)3,531冊、889,812円 (3・4年生用)3,763冊、948,276円 (5・6年生用)3,808冊、959,616円 社会(3・4年生用)3,782冊、3,365,980円	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課
118	3	3	1	高等学校等入学準備金貸付事業【再掲】	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	市単独	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	5	○		・入学準備金貸付 2,700千円 国公立 7人×100千円 私立 8人×200千円	・入学準備金貸付 3,300千円 国公立 8人×100千円 私立 10人×250千円	学校教育課
119	3	3	1	奨学金支給事業【再掲】	成績優秀かつ向上心あふ盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	市単独	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円	5	○		奨学金支給者が252名となり、計画時より多くの学生へ奨学金を支給し、修学を支援することができた。 ・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円 ・奨学金支給 23,112千円 奨学生252人 月額9,000円	・奨学金支給 24,300千円 奨学生225人 月額9,000円	学校教育課
120	3	3	1	大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業【再掲】	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	市単独	・教育資金の利子補給 60千円 3人	5	○		・教育資金の利子補給 60千円 2人	・教育資金の利子補給 80千円 4人	学校教育課
121	3	3	2	子どもの養育に関する手引きの配布	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どものいる離婚届を提出した届出人及び、離婚届を窓口で渡した方に、未成年の子どものいるか確認して配布する。	—	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どものいる離婚届を提出した届出人及び、離婚届を窓口で渡した方に、未成年の子どものいるか確認して配布する。	5			法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どものいる離婚届を提出した届出人及び、離婚届を窓口で渡した方に、未成年の子どものいるか確認して配布する。	市民課	

通し 番号	施設体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度			令和5年度			担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点~3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	評価	
122	3	3	2	無料法律相談などの案内	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関する専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。	—	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 相談件数 805件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。		子ども家庭課
123	3	3	2	母子福祉資金等の貸付【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う(離婚相手に対し養育費を請求する裁判費用)。	市単独	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。	5		母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、その扶養している児童の福祉を増進するための各種資金の貸付けを行った。 ・母子家庭 23件 17,739千円 ・父子家庭 2件 858千円 ・寡婦家庭 1件 390千円	ひとり親家庭の母や父などに対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童(子)の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付けを行う。		子ども家庭課
124	3	3	2	養育費確保支援事業	ひとり親家庭が安心して子育てができる環境整備のために、養育費の確保に向けた事業として、弁護士事務所等での養育費等に関する弁護士法律相談(弁護士個別相談)、公正証書等による債務名義の取得支援(債務名義確保)、保証会社と養育費保証契約を締結する保証契約支援(保証契約)を実施し、ひとり親個人の状況に応じた支援を行う。	国庫補助	ひとり親家庭が安心して子育てができる環境整備のために、養育費の確保に向けた事業として次の事業を行う。 ・弁護士による無料法律相談 ・公正証書・調停調書作成費用の補助(上限3万円) 300千円 ・養育費保証契約の補助(上限5万円) 50千円	3		ひとり親家庭が安心して子育てができる環境整備のために、養育費の確保に向けた3種の事業を実施し、ひとり親個人の状況に応じた支援を行った。弁護士による無料法律相談及び養育費保証契約の補助の事業は、相談があったものの、実際に事業を利用するに至らなかったため、事業内容を広く知ってもらうため、関係団体等への啓発を行う。 ・弁護士による無料法律相談 0件 ・公正証書・調停調書作成費用の補助 14件 294千円 ・養育費保証契約の補助 0件	ひとり親家庭が安心して子育てができる環境整備のために、養育費の確保に向けた事業として次の事業を行う。 ・弁護士による無料法律相談 ・公正証書・調停調書作成費用の補助(上限3万円) 1,080千円 ・養育費保証契約の補助(上限5万円) 50千円		子ども家庭課
125	4	1	1	子どもの貧困対策コーディネーター事業	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようにするとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。	国補助	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会、フォローアップ研修会の開催	5	○	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー(R4.7.27開催)、勉強会(R4.6.29、R5.2.16開催) ②コーディネーター養成研修(基礎研修:R4.10.19、専門研修:R4.11.2、11.16、フォローアップ研修:R5.1.18開催)	令和5年度より事業廃止		健康福祉総務課 地域共生社会推進室
126	4	1	1	女性相談事業【再掲】	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国補助	女性相談員による生活や家庭など、女性が抱える問題や悩みごとに関する相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	5	○	配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事案に即した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 相談延べ件数: 3,657件 実人員: 543人 うち、DV被害相談延べ件数: 913件 実人員: 340人	女性相談員による生活や家庭など、女性が抱える問題や悩みごとに関する相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。		子ども女性相談課
127	4	1	1	利用者支援事業	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	国・県補助	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子ども保育教育課(1拠点) ・春日子ども園地域子育て支援センター 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松	5	○	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子ども保育教育課(1拠点) ・春日子ども園地域子育て支援センター 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松	各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。 (土日、祝日を除く9:00~17:00)	各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。 (土日、祝日を除く9:00~17:00)	子ども保育教育課 (子ども園) 子育て支援課 (その他)
128	4	1	1	関係機関との連携	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。また、保育所、子ども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。	—	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	4	○	要請を受けたケース会に参加し、必要に応じて問題解決に向けた助言を行うことができた。	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。		学校教育課

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種類	令和4年度				令和5年度	担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	
129	4	1	1	高松型地域共生社会構築事業	子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現のため、まるごと福祉相談員を配置し、地域の拠点や複合的課題を抱えた世帯等を訪問し、支援につながるごとに、総合センター等に福祉の総合相談窓口を設置し、分野別の「縦割り」を超えた相談支援を実施する。	国補助	①まるごと福祉相談員の配置(15名) ②事業周知等啓発チラシ作成・配布 ③国の研修会参加 ④つながる福祉相談窓口の設置準備(1か所) ⑤地域共生社会推進プロジェクトチーム会議の開催 ⑥まるごと福祉会議の開催 ⑦職員等研修会開催	4	○	①まるごと福祉相談員15名配置(本庁・牟礼・山田・仏生山・香川・勝實・園分寺) ②まるごと福祉相談員周知チラシ(作成65,000部、配布41,403部) ③重層事業周知チラシ(作成3,500部、配布3,290部) ④重層事業人材養成研修(基礎編R4.9～R5.3オンライン及び実践演習、応用編R4.11.1オンライン) ⑤山田総合センターつながる福祉相談窓口開設に向けた周知・職員研修(1回開催)等の実施 ⑥地域共生社会推進プロジェクトチーム会議(5回開催) ⑦関係機関実務担当者会(1回開催)、連携担当・副担当者会議(1回開催)、情報共有会(12回開催)、まるごと福祉コアメンバー会議(8回開催)、まるごと福祉定例会議(8回開催) ⑧新規採用職員研修(1回開催)、LoGoフォーラム研修(1回開催)、集合研修(10回開催)、山田総合センター職員研修(1回)	①まるごと福祉相談員の配置(15名) ②事業周知等啓発チラシ作成・配布 ③国の研修会参加 ④つながる福祉相談窓口の運営(7か所) ⑤地域共生社会推進プロジェクトチーム会議の開催 ⑥まるごと福祉会議の開催 ⑦職員等研修会開催	健康福祉総務課 地域共生社会推進室
130	4	1	2	広報事業	市が実施している子どもの貧困対策の推進に資する施策や事業等の情報について、ホームページや広報たかまつ、メルマガ、Lineなど各種広報媒体を通じて提供を行う。	市単独	【広聴広報課】引き続き「広報高松」やホームページ、市が企画する市政情報番組等を通して、子どもの貧困に資する施策や事業等の情報について情報発信を行う。また、関係課と連携し、子どもの貧困に関する効果的な情報発信について検討を進める。	3		「広報高松」の子育てコーナーを中心として、子どもの貧困対策の推進に資する事業等の掲載を行った。今後、子どもの貧困に関する情報を必要とする対象者に対し、効果的に情報が届けられるよう、積極的な情報発信が必要。	引き続き「広報高松」やホームページ、SNS、市政情報番組等を通じて、子どもの貧困に資する施策や事業等の情報について情報発信を行う。また、関係課と連携し、子どもの貧困に関する効果的な情報発信について検討を進める。	広聴広報課
131	4	1	2	「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布等	子育てに役立つ情報などをまとめた「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつ子育て情報サイトらっこネット」による情報発信を行う。	市単独	子育て支援総合情報発信事業として、子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理(フリーペーパー10,000部)、子育て支援総合情報サイト「らっこネット」の情報更新・運営を行う。	5		子育てハンドブック等の作成、情報サイトの運営を行うことにより、子育て親子への情報発信が図られた。	子育て支援総合情報発信事業として、子育てハンドブック「たかまつらっこ」の情報管理(フリーペーパー10,000部)、子育て支援総合情報サイト「らっこネット」の情報更新・運営を行う。	子育て支援課
132	4	1	2	「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布等	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートブック」による情報発信を行う。	国補助	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートブック」による情報発信を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5		ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートブック」による情報発信を行った。 ・サポートブック発行部数 3,000部 ・ひとり親相談メール 11件 (ウェブサイト以外のメール相談を含む)	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートブック」による情報発信を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	こども家庭課
133	4	2	1	相談事業(女性のための法律相談)	男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施している。(年6回)	市単独	女性弁護士による女性のための法律相談を4回実施する。	4	○	女性弁護士による女性のための法律相談を4回実施した。	女性弁護士による女性のための法律相談を4回実施する。	男女共同参画 ・協働推進課
134	4	2	1	相談事業(女性こころの相談)【再掲】	男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。	市単独	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	4	○	令和4年度の相談実績は444件であった。引き続き、相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めている。	面接・電話/1回50分の予約制 開館日の10:00～17:00	男女共同参画 ・協働推進課
135	4	2	1	相談事業(女性のための就労相談)【再掲】	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。	市単独	面接・電話/1回50分の予約制 毎週月・水・金の10:00～17:00	4	○	令和4年度の相談実績は269件であった。引き続き、相談体制の充実を図り、事業の周知にも努めている。	面接・電話/1回50分の予約制 毎週月・水・金の10:00～17:00	男女共同参画 ・協働推進課
136	4	2	1	ふれあいのまちづくり事業	地域住民の抱える各種問題について、広く相談に応じ、専門機関への紹介などを実施する高松市福祉協議会の事業に対し、補助している。	市単独	令和3年度より事業廃止					健康福祉総務課
137	4	2	1	自立相談支援事業【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	国補助	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	3	○	生活困窮者の様々な相談に応じて支援プランを作成している。相談内容によっては、支援プランを作成せずに情報提供だけを行うケース、他制度や他機関につなぐケースもあり、近年は支援プラン作成に至らないことも多い。	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
138	4	2	1	ヤングケアラー支援事業	本来大人が担うと想定される家事、家族の世話を日常的に行うことにより、学業や友人関係などに影響が出ているヤングケアラーを早期に発見できるよう周知啓発に努める。	国交付金 県補助	関係機関への周知啓発に努めるとともに、世代別啓発リーフレットを作成し、小学4年生から高校生に個別配布する。	5		関係機関への周知啓発に努めるとともに、世代別啓発リーフレット(小学生用、中学生用、高校生用)を作成し、小学4年生から高校生に個別配布した。	本来大人が担うと想定される家事、家族の世話を日常的に行うことにより、学業や友人関係などに影響が出ているヤングケアラーを早期に発見できるよう周知啓発に努め、コーディネーターが、家事支援サービスの支援につなぐ。	子育て支援課

通し 番号	施設体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度			令和5年度		担当課 (令和4年度)	
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果			事業内容(計画)
										評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針			
139	4	2	1	児童家庭相談事業	子どもや家庭に関する様々な悩みや問題等に対して、家庭相談員が、相談援助を行う。	市単独	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として、子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行う。	5	○	社会問題となっている児童虐待の増加を防止、減少させるために、養育に不安のある保護者に対し、家庭訪問や電話対応など、問題解決に向けて積極的に活動できた。 子ども家庭支援員及び家庭相談員 計6人(令和4年4月1日現在) 相談日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時 延べ相談対応件数 15,169件	児童福祉法に基づき、市が行う児童家庭相談業務として、子ども家庭支援員及び家庭相談員を配置し、児童の養育や家庭の問題等に関する相談対応を行います。また、要保護児童等に対して、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、その他地域における団体等と連携し相談援助を行う。	子ども女性相談課	
140	4	2	1	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげていく。	国補助	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげる。	5	○	子ども家庭支援員、虐待対応専門員、心理担当支援員を配置。	子ども家庭総合支援拠点を設置することにより、支援体制の強化を図り、支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携を図りながら、状況の改善につなげる。	子ども女性相談課	
141	4	2	1	女性相談事業【再掲】	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力(DV)に関する相談について、助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	国補助	女性相談員による生活や家庭など、女性が抱える問題や悩みごとに関する相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	5	○	配偶者等からの暴力をはじめとする問題・悩みを抱える女性に対して、事情に即した情報提供を行うことや、必要性・緊急性に応じて、関係機関と連携しつつ適切な保護を実施する等の支援を行った。 相談延べ件数: 3,657件 実人員: 543人 うち、DV被害相談延べ件数: 913件 実人員: 340人	女性相談員による生活や家庭など、女性が抱える問題や悩みごとに関する相談のほか、配偶者等からの暴力に関する相談について、必要な指導を行うとともに、香川県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関と連携して、被害者の保護や支援を実施する。	子ども女性相談課	
142	4	2	1	子どもの貧困対策コーディネーター事業【再掲】	コーディネーターとして専門員を配置し、子どもの貧困対策について、ワンストップで相談に応じることができるようになるとともに、関係機関相互の情報共有とネットワークの構築を図ることにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整備する。	国補助	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー、勉強会の開催 ②コーディネーター養成・育成研修会、フォローアップ研修会の開催	5	○	①子どもの未来応援ネットワークWEBセミナー(R4.7.27開催)、勉強会(R4.6.29、R5.2.16開催) ②コーディネーター養成研修(基礎研修: R4.10.19、専門研修: R4.11.2、11.16、フォローアップ研修: R5.1.18開催)	令和5年度より事業廃止	健康福祉総務課 地域共生社会推進室	
143	4	2	1	母子・父子自立支援員等による支援【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	市単独 国補助	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言等を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 相談件数 805件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言等を行う。 国庫補助対象・サポートブック作成等	子ども家庭課	
144	4	2	1	無料法律相談などの案内【再掲】	母子・父子自立支援員による相談業務において、養育費や面会交流などの離婚問題に関して専門的な助言が必要な場合には、市民相談コーナーにおける弁護士法律相談、男女共同参画センターが実施する女性のための法律相談、法テラス香川が実施する無料法律相談等を案内する。	—	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。	5		ひとり親家庭等からの様々な相談に対し、自立に向けた必要な情報提供や助言をし、必要な場合には他機関とも連携し、支援を行った。 相談件数 805件	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、自立に向けて母子・父子自立支援員等が相談・助言だけでなく他機関の紹介等を行う。	子ども家庭課	
145	4	2	1	ひとり親家庭等日曜出張相談	仕事等の都合で平日来庁できないひとり親家庭等を対象に、毎月最終日曜日、瓦町FLAGにおいて、生活、就労、養育費、子育て、離婚に関する相談を行う。	—	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、平日相談を行うことが難しい方を対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。	5		ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、平日相談を行うことが難しい方を対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。	ひとり親家庭等が抱える様々な問題に対し、平日相談を行うことが難しい方を対象に、瓦町FLAGにおいて、日曜出張相談を実施する。	子ども家庭課	
146	4	2	1	利用者支援事業【再掲】	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	国・県補助	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子ども保育教育課(1拠点) ・春日子ども園地域子育て支援センター 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。(土日、祝日を除く9:00～17:00)	5		地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子ども保育教育課(1拠点) ・春日子ども園地域子育て支援センター 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。(土日、祝日を除く9:00～17:00)	地域子育て支援拠点事業実施団体へ委託 子ども保育教育課(1拠点) ・春日子ども園地域子育て支援センター 子育て支援課(3拠点) ・子育てネットひまわり ・にしおか医院地域子育て支援センター ・わはは・ひろば高松 各拠点において利用者からの相談に応じて情報提供や関連機関との連絡調整を行う。(土日、祝日を除く9:00～17:00)	子ども保育教育課 (子ども園) 子育て支援課 (その他)	

通し 番号	施策体系			事業名	事業内容	事業種別	令和4年度			令和5年度			担当課 (令和4年度)
							事業内容(計画)	評価	コロナ 影響	実績と成果 評価点が1点～3点の場合、 課題と今後の取組方針	事業内容(計画)	評価	
147	4	2	1	子育て世代包括支援センターの設置【再掲】	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	国・県補助	母子保健コーディネーター配置：9名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行う。 ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	4	○	母子保健コーディネーター配置：9名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行った。(10%) ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行った。(要支援妊婦703人、うち支援につながった割合78.2%) ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行った。(母子相談件数22,065件、コーディネート件数8,707件) ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行った。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)	母子保健コーディネーター配置：9名 ①妊娠届出の面接を保健師等の専門職が行う。 ②届出時のアンケート結果による妊婦のリスクの点数化と個別支援を行う。 ③保健師が母子の健康状態を把握し、適時の支援を行う。 ④子育て世代包括支援センターについて関係機関と市民へ周知するとともに、支援に必要な情報収集を行う。 ⑤「子育て世代包括支援ネットワーク会議」の開催(全体会2回、エリア会4回)		健康づくり推進課
148	4	2	1	ハートアドバイザー配置事業【再掲】	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	県補助	「ハートアドバイザー」「特別支援教育サポーター」「特別支援教育支援員」を統合して「学校生活支援員」を配置する。 学校生活支援員150名(雇用小学校45校 中学校20校)	5		令和4年度より、特別支援教育支援員、特別支援教育サポーター、ハートアドバイザーを統合し、学校生活支援員として配置したが、各学校の実情に応じて効果的に活用することができた。年々、教育的な支援を要する児童生徒が増加傾向にあるため、各校からは増員の要望が大きい。	5名増員し、155名を配置。 ・小学校45校(109名) ・中学校21校(41名)		学校教育課
149	4	2	1	スクールソーシャルワーカー配置事業【再掲】	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に關して専門的な知識、技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	国補助	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW：15人)	4		高度に専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題行動等の未然防止、早期発見・早期支援・対応等の充実に努めることができた。	「スクールソーシャルワーカー」として、社会福祉士の資格を有する者等を中学校に一人ずつ配置するとともに、必要に応じて小学校及び高松第一高等学校にも派遣し、不登校、いじめ、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。(SSW：18人)		学校教育課
150	4	2	1	いじめ等対策事業(スクールカウンセラー配置)【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に關して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	県補助	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。 事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。	5	○	多様な課題を抱える児童に対し、教育相談等の専門家と情報共有を迅速に行い、チームで対応している。「学校が楽しい」と答える児童が増えた学校も見られる。課題としては、児童が抱える課題が多様化、複雑化する中で保護者への支援が必要となる場合もあり、スクールカウンセラーへの相談希望が増加している。配置時間を超えての要望がある場合に、県へ派遣を依頼し、対応していく。	12学級以上(特別支援学級は除く)の小学校にスクールカウンセラーおよびスクールカウンセラーに準ずる者を配置する。 事業に要する経費は県が支出し、その2分の1を市が負担する。		学校教育課
151	4	2	1	関係機関との連携【再掲】	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。 また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。	—	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。	4	○	要請を受けたケース会に参加し、必要に応じて問題解決に向けた助言を行うことができた。	各小中学校や関係機関からの要請を受けてケース会に参加し、問題解決に向けた助言を行う。		学校教育課
152	4	2	1	教育相談・就学指導対策【再掲】	教育相談体制の充実を図り、不登校の状態にある子どもや発達障がいのある子ども等に係る教育相談を実施する。	市単独	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を行う。 教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。	4	○	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学相談を実施し、希望するすべての保護者344名と相談を行った。 教育相談窓口では延べ335件の保護者からの相談を受け、保護者と学校をつないだり、課題解決に向けてアドバイスできた。	就学前の保護者を対象に就学説明会、就学等教育相談を行う。 教育相談窓口を開設し、担当指導主事等による不登校または特別支援教育に係る相談を行う。		総合教育センター
153	4	2	1	不登校対策事業【再掲】	不登校児童生徒の自立を目指し、教育支援センター「新塩屋町 虹の部屋」、「みなみ」を通して、社会的自立と登校支援に取り組む。	市単独	教育支援センターでの体験活動を充実させ、不登校児童生徒を受け入れ、支援する。	4	○	教育支援センター「新塩屋町虹の部屋」60名、「みなみ」46名を受け入れた。中学3年生の通室生については、進学率92%であった。	教育支援センターでの体験活動を充実させ、不登校児童生徒を受け入れ、支援する。		総合教育センター

達成度ごとの事業数

達成度	事業数
A	4
B	2
C	4
D	1
E	0
合計	11

A…達成率 100%以上
 B…達成率 80%以上100%未満
 C…達成率 50%以上80%未満
 D…達成率 1%以上49%未満
 E…達成率 0%又は事業廃止などの評価不能

No.	施策体系	事業名	令和6年度末再設定後の目標	(参考)平成28年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	達成度	達成度がD、Eの場合、その理由と、今後の達成見通し	担当課
1	1-2-4	学習支援事業	5か所	2か所	3か所	4か所	4か所	4か所	4か所	B		生活福祉課
2	1-1-2 1-2-2 4-2-1	スクールソーシャルワーカー配置事業	22人	12人	13人	13人	13人	13人	15人	C		学校教育課
3	1-1-3 2-2-3 2-2-4	まなびの場づくり事業	52か所	19か所	32か所	38か所	31か所	35か所	38か所	C		生涯学習センター
4	1-2-2 4-2-1	教育支援センター推進事業（登校支援）	50%	31%	28%	45%	42%	37%	31%	C		総合教育センター
5	2-2-2 2-2-3	子ども食堂等支援事業	29か所	0か所	1か所	17か所	15か所	22か所	29か所	A		子育て支援課
6	2-1-1 3-1-1	母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	プログラム策定者就職率 90%	プログラム策定者就職率 77.9%	プログラム策定者就職率 72.2%	プログラム策定者就職率 62.1%	プログラム策定者就職率 58.0%	プログラム策定者就職率 62.8%	プログラム策定者就職率 62.5%	C		子ども家庭課
7	2-1-3 2-3-1	産後ケア事業	宿泊型：68件 通所型：53件	宿泊型：32件 通所型：5件	宿泊型：49件 通所型：24件	宿泊型：56件 通所型：30件	宿泊型：46件 通所型：34件	宿泊型：52件 通所型：57件	宿泊型：53件 通所型：146件	B		健康づくり推進課
8	2-3-1 4-2-1	子育て世代包括支援センターの設置	7か所	5か所	5か所	5か所	7か所	7か所	7か所	A		健康づくり推進課
9	2-1-3 2-3-1	乳児家庭全戸訪問事業	訪問実施率 95%	訪問実施率 92%	訪問実施率 93%	訪問実施率 92%	訪問実施率 88.3%	訪問実施率 88.0%	訪問実施率 96.8%	A		健康づくり推進課

No.	施策体系	事業名	令和6年度末再設定後の目標	(参考)平成28年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(実績)	令和4年度(実績)	達成度	達成度がD、Eの場合、その理由と、今後の達成見通し	担当課
10	1-2-1 3-3-1	多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	— (対象となる児童のいる世帯については、全て負担軽減を図っているため、設定しない。)	763,007千円	786,406千円	511,912千円	228,806千円	210,141千円	227,573千円	A		こども保育教育課
11	2-1-1 3-1-1 4-2-1	自立相談支援事業	支援プラン作成率 50%	支援プラン作成率 20.8%	支援プラン作成率 15.3%	支援プラン作成率 23.1%	支援プラン作成率 31.0%	支援プラン作成率 31.2%	支援プラン作成率 24.3%	D	相談者がプラン作成による中長期的な支援を望まず、情報提供等で終わったケースが多かったと思われる。今後も生活困窮者の個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課

No.	新規事業		施策体系	事業概要	予算 (R5年度)	令和5年度事業計画
	担当課	事業名				
1	こども保育教育課	認可外保育施設保育料助成【拡充】	2-1-2	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	33,884千円	対象児童延べ人数 2,508人 助成額 33,884千円
2	こども家庭課	子ども医療費助成事業【拡充】	2-1-3	令和5年8月診療分から、15歳到達後最初の4月1日から18歳年度末までの入院・通院助成を開始し、入院・通院ともに0歳から18歳年度末までの子どもに対して、保険診療に係る自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減に繋がる。	2,057,945千円	・子ども医療費助成事業 高松市在住の0歳から15歳の年度末まで、保険診療分の自己負担額を助成(高額療養費分は除く。) 対象者数：55,700人 扶助費：1,841,380千円 事務費：69,869千円 ・拡充する内容 令和5年8月診療分から、15歳到達後最初の4月1日から18歳年度末までの入院・通院助成を拡充 対象者数：12,000人 扶助費：123,996千円 事務費：22,700千円
3	こども女性相談課	ヤングケアラー支援事業【拡充】	4-2-1	本来大人が担うと想定される家事、家族の世話を日常的に行うことにより、学業や友人関係などに影響が出ているヤングケアラーを早期に発見できるよう周知啓発に努める。	5,930千円	コーディネーター配置 3,463千円 職員・関係機関向け研修 40千円 周知啓発用資材作成業務委託 757千円 訪問支援業務委託 1,670千円